選定療養について

令和6年10月から後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。

- 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当 を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わ せてお支払いいただきます。
- 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる 医薬品の一覧などはこちらへ



後発医薬品について

後発医薬品(ジェネリック医薬品) に関する基本的なこと



※ QRコードから厚生労働省HPの 関連ページにアクセスできます。

